

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則をここに公布する。

令和2年6月15日

山形市長 佐藤孝弘

山形市規則第39号

### 山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則（平成22年市規則第3号）の全部を改正する。

#### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 市場関係事業者（第6条—第20条）
- 第3章 市場施設の使用（第21条—第33条）
- 第4章 売買取引及び決済の方法（第34条—第59条）
- 第5章 卸売等の業務に係る物品の品質管理等（第60条）
- 第6章 監督（第61条）
- 第7章 山形市公設地方卸売市場取引委員会（第62条—第66条）
- 第8章 雑則（第67条—第75条）

#### 附則

##### 第1章 総則

###### （趣旨）

第1条 この規則は、山形市公設地方卸売市場業務条例（令和2年市条例第3号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

###### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) せり人 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、せり売の方法により販売する業務に従事させるため市長に届け出た者をいう。
- (2) せり売 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、公開の方法によ

り、せり人が仲卸業者及び売買参加者に競争させ、せりの方式により最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

(3) 入札 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、書面を用いて仲卸業者及び売買参加者に競争させ、最高価格の申込者に対して販売する方法をいう。

(4) 相対取引 卸売業者が卸売場で生鮮食料品等の卸売をする場合において、販売価格及び数量について仲卸業者又は売買参加者等と個別に売買取引を行う方法をいう。

2 前項に定めるもののほか、この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(開場の期日)

第3条 市場は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

(1) 日曜日（1月5日及び12月27日から同月30日までの日曜日を除く。）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日から同月4日まで及び12月31日

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出荷者及び消費者の利益を確保するために特に必要と認めるときは、休日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは、休日以外の日を開場しないことができる。

3 市長は、前項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないこととしようとするときは、取扱品目に係る生産及び出荷の事情、小売商業者の貯蔵及び販売の能力、消費者の食習慣及び購買慣習等を十分考慮するものとする。

(開場の時間)

第4条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要と認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(販売開始時刻の告知)

第5条 卸売業者が行う卸売のための販売開始時刻は、オルゴール、電鈴又は振鈴をもって知らせるものとする。

## 第2章 市場関係事業者

(記章等の着用)

第6条 卸売業者は、市場内においてその役員及び使用人をその業務に従事させるときは、常にこれらの者に一定の記章及び帽子（以下「記章等」という。）を着用させなければならない。

い。

2 卸売業者は、記章等を定めたとき、又は変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(仲卸業者章の交付等)

第7条 市長は、仲卸業者が条例第14条第1項の規定により保証金を預託したときは、仲卸業者章(別記様式第1号)を当該仲卸業者に交付するものとする。

2 仲卸業者は、市場内においてその役員及び使用人をその業務に従事させるときは、常にこれらの者に仲卸業者章を着用させなければならない。

3 仲卸業者は、仲卸業者章を紛失し、又は損傷したときは、仲卸業者章紛失等届兼再交付依頼書(別記様式第2号)により、直ちにその旨を市長に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該仲卸業者は、その再交付に係る実費を弁償しなければならない。

4 前項の再交付依頼書には、その再交付の事由が損傷である場合にあっては、当該仲卸業者章を添付しなければならない。

5 仲卸業者は、第3項の規定により再交付を受けた後に紛失した仲卸業者章を発見したときは、直ちにこれを市長に返納しなければならない。

(仲卸補助者の届出等)

第8条 仲卸業者は、その役員又は使用人のうち卸売に参加する上で必要な知識及び経験を有すると認める者(以下「仲卸補助者」という。)を卸売に参加させることができる。

2 仲卸業者は、仲卸補助者を定めたときは、仲卸補助者届出書(別記様式第3号)により市長に届け出なければならない。

3 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し(発行後3か月以内のもの。以下同じ。)

(2) 市区町村長が発行する身分証明書

(3) 写真(脱帽して正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの(3か月以内に撮影したものに限る。))。以下同じ。)が貼付された履歴書(市長が指定する内容が記載されているものに限る。)

(4) 誓約書(市場施設使用許可関係)(別記様式第4号)

4 市長は、第2項の届出書の提出があったときは、仲卸補助者章(別記様式第5号)を当該届出書の提出を行った仲卸業者に交付するものとする。

5 仲卸補助者は、市場内において仲卸しの業務に従事するときは、常に仲卸補助者章を着用しなければならない。

6 前条第3項から第5項までの規定は、仲卸補助者章について準用する。この場合において、同条第3項中「仲卸業者章紛失等届兼再交付依頼書（別記様式第2号）」とあるのは、「仲卸補助者章紛失等届兼再交付依頼書（別記様式第6号）」と読み替えるものとする。

（売買参加者の承認等）

第9条 条例第2条第7号の承認を受けようとするものは、売買参加者承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 住民票の写し

イ 市区町村長が発行する身分証明書

ウ 前年度分の住民税納税証明書

エ 取引額及び買受代金支払証明書

オ 写真が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）

カ 誓約書（売買参加者関係）（別記様式第8号）

キ 水産物の卸売に参加するものにあつては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可に係る許可証の写し

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

ア 定款又は規約の写し

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）

ウ 常時卸売に参加する者の市区町村長が発行する身分証明書

エ 前年度分の法人住民税納税証明書

オ 取引額及び買受代金支払証明書

カ 貸借対照表及び損益計算書

キ 写真が貼付された常時卸売に参加する者の履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）

ク 常時卸売に参加する者の誓約書（売買参加者関係）

ケ 水産物の卸売に参加する者にあつては、食品衛生法に基づく営業許可に係る許可証の

写し

コ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の承認の申請を行ったものが次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の承認をしてはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたもので復権を得ないもの
- (2) 第12条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないもの
- (3) 卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの役員若しくは使用人であるもの
- (4) 法人にあつては、その代表者若しくは役員（代表者を除く。）又は使用人で常時卸売に参加するもののうちに前3号のいずれかに該当する者がある者
- (5) 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しないもの  
(承認証及び売買参加者章の交付)

第10条 市長は、前条第1項の売買参加者の承認をしたときは、売買参加者承認証（別記様式第9号）及び売買参加者章（別記様式第10号）を当該売買参加者に交付するものとする。

2 売買参加者は、市場内において常に売買参加者章を着用しなければならない。

3 第7条第3項から第5項までの規定は、売買参加者承認証及び売買参加者章について準用する。この場合において、同条第3項中「仲卸業者章紛失等届兼再交付依頼書（別記様式第2号）」とあるのは「売買参加者章等紛失等届兼再交付依頼書（別記様式第11号）」と、同項後段中「その再交付」とあるのは「その紛失し、損傷したものが売買参加者章であるときは、その再交付」と読み替えるものとする。

（届出事項）

第11条 売買参加者は、第9条第3項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するに至ったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（売買参加者の承認の取消し）

第12条 市長は、売買参加者が第9条第3項第1号、第3号若しくは第4号のいずれかに該当することとなったとき、又は卸売の相手方として必要な資力及び信用を有しなくなったと認めるときは、第10条第1項の規定による承認を取り消すものとする。

（名称変更等の届出）

第13条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。
  - (2) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。
  - (3) 法人にあっては、定款、資本金若しくは出資金の額又は役員を変更したとき。
- 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、当該売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出は、売買参加者名称変更等届出書（別記様式第12号）により行わなければならない。

（準用規定）

第14条 第8条の規定は、売買参加者について準用する。この場合において、同条第1項、第2項及び第5項中「仲卸補助者」とあるのは「売買参加補助者」と、同条第2項中「仲卸補助者届出書」とあるのは「売買参加補助者届出書」と、同条第4項から第6項までの規定中「仲卸補助者章」とあるのは「売買参加補助者章」と、同条第6項中「仲卸補助者章紛失等届兼再交付依頼書」とあるのは「売買参加補助者章紛失等届兼再交付依頼書」と読み替えるものとする。

（関連事業の種類）

第15条 条例第2条第5号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 冷蔵庫業
  - (2) 代金精算業
  - (3) 包装資材販売業
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市場機能の充実に資するために市長が必要と認めるもの
- 2 条例第2条第6号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 金融業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市場の利用者に便益を提供するために市長が必要と認めるもの

（関連事業者に対する指示等）

第16条 市長は、関連事業者の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要と認めるときは、関連事業者に対し、その業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

（せり人の届出等）

第17条 卸売業者は、卸売場において行う卸売のせり人を選定しようとするときは、せりを

行う上で必要な経験及び能力を有する者のうちから選定するものとする。

2 卸売業者は、前項の規定によりせり人を選定したときは、せり人名簿届（別記様式第13号）により、速やかに市長に届け出なければならない。せり人を変更したときも同様とする。

3 卸売業者は、せり人がせりを行う上で必要な能力を有しなくなったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

（買出人の登録等）

第18条 買出人の登録に関する手続等については、市長が別に定めるところによる。

（せり売の方法）

第19条 せり売は、せり人がこれに係る物品の品目、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後、上場の単位ごとに行わなければならない。ただし、一定の規格を有している物品については、一括して上場し、これを分割して販売することができる。

2 売買取引の呼び値（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）を除く。）は、金額で呼称しなければならない。

3 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）を3回呼び上げた時に決定し、その申込者をせり落し人とする。ただし、指値のある受託物品について、最高申込価格が当該指値に達しないときは、この限りでない。

4 前項本文の規定により呼び上げる回数は、状況に応じ、これを減ずることができる。

5 せり人は、最高申込価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適当な方法によりせり落し人を決定しなければならない。

6 せり人は、せり落し人を決定したときは、直ちにそのせり落しに係る物品の価格及び数量並びにせり落し人の仲卸業者章、仲卸補助者章、売買参加者章又は売買参加補助者章に付されている番号を呼び上げなければならない。

（入札の方法）

第20条 入札は、卸売業者がこれに係る物品の品目、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後、入札者に対し、入札票に入札者の番号、入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

2 開札は、入札の終了後直ちに行わなければならない。

3 入札者のうち、最高価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の入札をした者を落札者とする。

4 前条第3項ただし書、第5項及び第6項の規定は、入札について準用する。

### 第3章 市場施設の使用

(市場施設の使用許可の申請等)

第21条 条例第6条第1項又は第2項の規定による許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとするものは、市場施設使用許可申請書（別記様式第14号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、使用の許可の期間満了後引き続き使用の許可を受けようとする場合にあっては、当該書類の添付を要しない。

(1) 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 住民票の写し
- イ 市区町村長が発行する身分証明書
- ウ 印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
- エ 事業開始の日以降2年間における事業計画書
- オ 直近2年間の営業実績（使用の許可に係る業務（次号において「申請対象業務」という。）に係るものに限る。）がわかる書類
- カ 資産調書（別記様式第15号）
- キ 前年度分の住民税納税証明書
- ク 写真が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- ケ 誓約書（市場施設使用許可関係）
- コ 使用場所及び使用面積がわかる書類
- サ その他市長が必要と認める書類

(2) 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類

- ア 定款又は規約の写し
- イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- ウ 法人の代表者の市区町村長が発行する身分証明書
- エ 法人の代表者の印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）
- オ 事業開始の日以降2年間における事業計画書
- カ 貸借対照表及び損益計算書（申請対象業務に係るものに限る。）
- キ 前年度分の法人住民税納税証明書
- ク 写真が貼付された法人の代表者及び当該法人のために常時売買に参加する者の履歴



書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）

ケ 誓約書（市場施設使用許可関係）

コ 使用場所及び使用面積がわかる書類

サ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、使用の許可をしたときは、市場施設使用許可書（別記様式第16号）を当該使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）に交付するものとする。

4 使用の許可の期間は、1年以内とする。ただし、更新を妨げない。

（清潔の保持等）

第22条 使用者は、市場施設の清潔の保持及び災害の予防に努めなければならない。

（原状変更の承認等）

第23条 使用者は、条例第8条ただし書の承認を受けようとするときは、市場施設の原状変更承認申請書（別記様式第17号）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 工作物等の設置工事等に係る設計図、仕様書及び費用見積書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 市場施設に備え付けられているもの以外の看板、装飾、広告物等を設けることは、市場施設の原状を変更する行為とみなす。

4 市長は、必要と認めるときは、条例第8条ただし書の承認をした後においても、当該承認に係る原状の変更の内容について指示し、又は当該承認を受けて設置した工作物等の変更若しくは除去を命ずることができる。

5 使用者は、条例第8条ただし書の承認又は前項の規定による指示若しくは命令（以下「承認等」という。）を受けたときは、当該承認等に係る工事の完了後直ちに市長に届け出て、その検査を受けた後でなければ、市場施設を使用することができない。

（修繕費用の使用者負担）

第24条 使用の許可を受けた市場施設のうち、点滅器、蛍光灯、電球、扉の取手、ガラスその他構造上重要でない部分の修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

（工事の施行及び賠償の免責）

第25条 市長は、市場の運営上、市場施設の改修が必要と認めるときは、いつでも工事を施行することができる。

2 前項の場合において、使用者に対しやむを得ない損害を与えることがあっても、市長は、

その賠償の責めを負わない。

(市場施設の返還の遅延に伴う措置)

第26条 条例第9条第1項の規定により市場施設を返還すべきものは、同項に規定する市長の指定する期間内にこれを返還しないときは、当該期間の末日の翌日から返還を完了する日までの使用料相当額（返還の遅延により市に損害が生じた場合にあっては、当該使用料相当額にその損害の額を加算した額）を市長に納付しなければならない。

(使用料の額)

第27条 条例第12条第1項に規定する規則で定める使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の計算)

第28条 市場施設の使用料（以下「使用料」という。）のうち月額によるものについて、使用の期間が1月に満たないときは、日割により計算する。この場合における日割の計算は、当該月額の使用料の額を当該月の日数で除して得た額に、当該月において使用した日数を乗じて行うものとする。

- 2 使用料のうち、1平方メートル当たりの月額として計算するものについて、これに係る使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を1平方メートルとして計算する。
- 3 前2項及び別表の規定により計算した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の納付期限)

第29条 使用料（会議室使用料を除く。）の納付期限は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料 当月分について、その翌月の25日
- (2) 前号の使用料以外の使用料 当月分について、当月の25日

- 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項各号に定める納付期限を変更することができる。

(使用者の負担する費用等)

第30条 条例第12条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる市場施設に係る電灯、電気、水道、ガス、暖房、冷房、汚水処理、電話等（以下「電灯等」という。）の費用とする。

- (1) 卸売業者売場

- (2) 仲卸業者売場
- (3) 買荷保管積込所
- (4) 関連事業者店舗
- (5) 業者事務所
- (6) 事務室
- (7) 倉庫
- (8) 冷蔵庫
- (9) その他市長が指定する施設

2 前項の費用の計算は、計器によるものとする。ただし、これにより難しいときは、市長の認定によることができる。

3 第1項の費用は、毎月の25日までにその前月分を納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを変更し、又は納入期限を別に定めることができる。

4 市長は、使用者がその使用に係る第1項の費用を滞納したときは、当該市場施設の電灯等の使用を停止することができる。

(使用料の減免)

第31条 条例第13条の規定による使用料の減免を受けようとするものは、使用料減免申請書(別記様式第18号)により、市長に申請しなければならない。

(保証金の額)

第32条 条例第15条第1号に規定する卸売業者が預託すべき保証金の額は、次の表の左欄に掲げる前年度の卸売金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

前年度の卸売金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	保証金の額
50億円未満	200万円
50億円以上75億円未満	300万円
75億円以上100億円未満	400万円
100億円以上	600万円

2 条例第15条第2号に規定する仲卸業者が預託すべき保証金の額は、別表に定める使用料の月額(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)のうち、その者が使用する市場施設の面積を基礎として算出する部分の3倍に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

3 条例第15条第3号に規定する関連事業者が預託すべき保証金の額は、別表に定める使用

料の月額のうち、その者が使用する市場施設の面積を基礎として算出する部分の3倍に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

4 条例第15条第4号に規定する条例第6条第2項の規定により許可を受けたものが預託すべき保証金の額は、別表に定める使用料の月額の3倍に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 前3項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が別に定める額を仲卸業者、関連事業者又は条例第6条第2項の規定により許可を受けたものが預託すべき保証金の額とすることができる。

（名称変更等の届出）

第33条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。

(1) 条例第19条第1項の規定による届出 卸売業者名称変更等届出書(別記様式第19号)

(2) 条例第19条第3項の規定による届出 仲卸業者名称変更等届出書(別記様式第20号)

(3) 条例第19条第5項の規定による届出 関連事業者名称変更等届出書(別記様式第21号)

2 前項各号の届出書には、当該届出の内容に応じて市長が必要と認める書類をそれぞれ添付しなければならない。

#### 第4章 売買取引及び決済の方法

（売買取引の原則）

第34条 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

（差別的取扱いの禁止等）

第35条 卸売業者は、市場施設において卸売をする業務（以下「卸売の業務」という。）に関し、出荷者又は仲卸業者、売買参加者その他の買受人に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、条例第4条に規定する市場の取扱品目に属する生鮮食料品等について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、次に掲げる正当な理由があるときを除き、その引受けを拒んではならない。

(1) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等が食品衛生上有害であるとき。

(2) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等の品質が市場において過去に全て残品となり

販売に至らなかった生鮮食料品等の品質と同程度であると市長が認めるとき。

- (3) 卸売場、倉庫その他の卸売業者が市場における卸売の業務のために使用する施設の受入能力を超えるとき。
- (4) 販売の委託の申込みがあった生鮮食料品等に関し、法令に違反し、若しくは公益に反する行為の疑いがあるとき、又は販売を制限する行政機関の指示若しくは命令があったとき。
- (5) 販売の委託の申込みが次条の規定により卸売業者が公表した売買取引の条件に基づかないとき。
- (6) 販売の委託の申込みが市場以外の場所における売買取引の残品の出荷であることが明白であるとき。
- (7) 販売の委託の申込みが次に掲げるものから行われたものであるとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するもの

ウ その業務活動について暴力団員等により支配を受けているもの

（売買取引条件の公表）

第36条 卸売業者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 販売の委託の引受けに係る委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は仲卸業者及び売買参加者が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 売買取引に関して出荷者又は仲卸業者及び売買参加者に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）がある場合にあっては、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（売買取引の方法）

第37条 卸売業者は、市場において卸売をするときは、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) せり売

(2) 入札

(3) 相対取引

(物品の配列等)

第38条 卸売業者は、せり売又は入札の方法により卸売をするときは、その卸売のための販売開始時刻前に仲卸業者及び売買参加者が当該卸売をする物品の下見が十分にできるよう、卸売場に物品を配列しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、現品又は見本の下見を行い、取引の適正化に努めなければならない。

(売買取引の単位)

第39条 売買取引の単位は、重量によるものとする。ただし、重量によることが困難な物品については、重量以外の単位によることができる。

(指値その他の条件の明示)

第40条 卸売業者は、指値その他の条件がある受託物品を販売しようとするときは、卸売のための販売開始時刻前に指値その他の条件がある旨を当該受託物品に表示し、かつ、上場の際においてその旨を呼び上げなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定による表示及び呼上げをしないで販売を開始したときは、指値その他の条件をもって仲卸業者及び売買参加者に対抗することができない。

(委託条件に沿えない場合の措置)

第41条 卸売業者は、前条第1項の受託物品について、相当の期間内にこれに係る指値その他の条件によって販売することができないときは、その旨を委託者又はその代理人に通知し、その指示を受けなければならない。ただし、卸売業者は、直ちに販売しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、指値その他の条件がなかったものとして販売することができる。

(入札の無効)

第42条 次の各号のいずれかに該当するときは、これに係る入札は、無効とする。

- (1) 入札者が誰であるか確認し難いとき。
- (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なとき。
- (3) 同一の者が2通以上の入札書により入札したとき。
- (4) 入札に際し不正又は不当な行為があったとき。
- (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となったときは、開札の際その理由を明示し、当該入札が無効である旨を入札者に知らせなければならない。

(せり直し又は再入札)

第43条 せり売又は入札に参加した者は、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項の規定による異議の申立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売)

第44条 卸売業者は、市場における野菜、果実及びこれらの加工品（以下「青果物」という。）の卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないときは、この限りでない。

(1) 市場における入荷量が著しく多いか、又は市場に出荷された物品が仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがあるとき。

(2) 仲卸業者及び売買参加者に対して卸売をした後残品を生じたとき。

(3) 他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて卸売業者からの卸売の方法以外の方法によっては当該他の卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者に対して卸売をするとき。

(4) 卸売業者が他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人（当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。）に対して卸売をするとき。

(5) 卸売業者が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者をいう。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をするとき。

2 卸売業者は、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売報告書（別記様式第22号）により、これに係る卸売をした月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（販売原票等の作成等）

第45条 卸売業者は、卸売をしたときは、直ちに次に掲げる事項を記載した販売原票を作成しなければならない。

- (1) 入荷日
- (2) 販売日
- (3) 出荷者
- (4) 品目
- (5) 産地
- (6) 等級
- (7) 数量
- (8) 単価
- (9) 販売先
- (10) 委託又は買付けの表示
- (11) 販売方法

2 卸売業者は、前項の販売原票に基づき売渡票を作成し、これに係る物品を買い受けた者にこれを交付しなければならない。

3 卸売業者は、市長が第1項の販売原票の写し又は前項の売渡票の写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（卸売をした物品の相手方の明示及び引取り）

第46条 卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう当該物品に措置しなければならない。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

- (1) 卸売業者が、卸売をした物品の引渡しの準備を完了し、当該物品を買い受けた仲卸業者



又は売買参加者にその引取りを請求したにもかかわらず、仲卸業者又は売買参加者が正当な理由もなくこれを引き取らないとき。

(2) 仲卸業者又は売買参加者の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、仲卸業者又は売買参加者の責めに帰すべき理由により引取りを怠ったと市長が認めるとき。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（売買取引に係る価格に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た価格をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

（保管費用及び差損金の支払）

第47条 前条第3項の規定により卸売業者が物品を保管した場合におけるこれに要した費用（第49条第2号において「保管費用」という。）は、これに係る仲卸業者又は売買参加者がその物品を引き取った時に、当該仲卸業者又は売買参加者がこれを支払わなければならない。

2 仲卸業者又は売買参加者は、卸売業者から前条第4項の規定により同項の差額（以下この項及び第49条第2号において「差損金」という。）の請求があったときは、速やかに当該差損金を支払わなければならない。

（仲卸業者の業務の規制）

第48条 仲卸業者は、市場内においては、青果物について販売の委託の引受けをしてはならない。

2 仲卸業者は、市場内においては、青果物を卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、卸売業者から買い入れることが困難なものを卸売業者以外の者から買い入れて販売するときは、この限りでない。

3 仲卸業者は、前項ただし書の規定により卸売業者以外の者から買い入れて販売したときは、仲卸業者の買入れ物品販売報告書（別記様式第23号）により、これに係る販売をした月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（卸売業者の届出事項）

第49条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第46条第3項の規定により仲卸業者又は売買参加者の費用で卸売をした物品を保管し、

又は催告をしないで他の者に卸売をしたとき。

- (2) 仲卸業者又は売買参加者が第56条第1項に規定する買受代金又は保管費用若しくは差損金の支払を怠ったとき。

(売買取引の制限)

第50条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売がなされた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- (1) 談合その他不正な行為があるとき。
  - (2) 不当な価格を生じたとき、又は生ずるおそれがあるとき。
- 2 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止めることができる。

- (1) 売買について不正又は不当な行為があると市長が認めるとき。
- (2) 第56条第1項に規定する買受代金の支払を怠ったとき。

(衛生上有害な物品の売買禁止等)

第51条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又はその撤去を命ずることができる。

(卸売業者による売買取引結果等の報告及び公表)

第52条 卸売業者は、営業日ごとに、主要な品目に係る品目ごとの卸売の予定数量及び主要な産地について、主要品目卸売予定数量等報告書（別記様式第24号）により、卸売のための販売開始時刻の1時間前までに市長に報告しなければならない。

- 2 卸売業者は、営業日ごとに、その日に卸売をした主要な品目に係る売買取引の方法及び品目ごとの卸売の数量、主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格について、主要品目販売価格報告書（別記様式第25号）により当該営業日の販売の終了後直ちに、売上高日計表（別記様式第26号）により当該営業日の翌営業日の午前10時までに市長に報告しなければならない。
- 3 卸売業者は、営業日ごとに、卸売のための販売開始時刻までに、卸売の予定数量について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 4 卸売業者は、営業日ごとに、その日に卸売をした主要な品目に係る卸売の数量及び卸売価格について、インターネットの利用その他の適切な方法により、卸売をした後速やかに公表

するものとする。

- 5 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額（奨励金等がある場合にあっては、当該受領額及びその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額）（第36条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）について、当該委託手数料を受領し、又は奨励金等の交付を行った月の翌月の10日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（開設者による卸売予定数量等の公表）

第53条 市長は、卸売業者から前条第1項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る主要な品目の卸売の予定数量及びその主要な産地について、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表するものとする。

- 2 市長は、卸売業者から前条第2項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る卸売がなされた主要な品目の数量及びその卸売価格について、売買取引の方法ごとにインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。この場合において、卸売価格については、高値、中値及び安値に区分して公表するものとする。

（仕切り及び送金）

第54条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対し、その卸売をした日の翌日（次条第1項に規定する委託者との特約がある場合にあっては、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品について、次に掲げる事項を正確に明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない。

- (1) 品目
- (2) 等級
- (3) 単価
- (4) 数量
- (5) 単価に数量を乗じて得た額並びにその額に係る消費税及び地方消費税相当額
- (6) 第36条の規定により公表した委託手数料
- (7) 委託者の負担となる費用の項目及び金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (8) 売買仕切金

- 2 前項の売買仕切金とは、卸売をした受託物品の単価に数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額から、当該受託物品に係る第36条の規定により公表した委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の金額を差し引いた額をい

う。

- 3 市長は、卸売業者に対し、第1項に規定する売買仕切書の写しの提出を求めることができる。

(仕切り及び送金に関する特約)

第55条 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、次に掲げる事項を記載した売買仕切送付特約書(別記様式第27号)を市場内の主たる事務所に備え付けなければならない。

- (1) 卸売業者の名称
- (2) 特約の相手方の氏名又は名称及び住所
- (3) 特約の内容
- (4) 仕切金の支払方法

- 2 卸売業者は、市長が前項の特約書の写しの提出を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(買受代金の支払等)

第56条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けた日(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしている場合にあつては、その特約において定められた期日)までに、その買い受けた物品の代金の額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額(以下「買受代金」という。)を支払わなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の特約をすることにより自らの財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるときは、これを行ってはならない。
- 3 仲卸業者から物品を買い受けた者は、仲卸業者に対し、買受代金をできるだけ早期に支払うよう努めなければならない。

(卸売業者の事業報告書等の提出等)

第57条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売業者事業報告書(別記様式第28号)を作成し、当該事業年度の経過後90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 卸売業者は、毎月の末日をもって残高試算表を作成し、その翌月の10日までに市長に提出しなければならない。
- 4 卸売業者は、その株主、出資者又は組合員に異動があつた後に第1項の事業報告書を提出する場合には、当該事業報告書に当該変更後の株主、出資者又は組合員の名簿を添付しな

ればならない。

5 卸売業者は、第1項の事業報告書に係る閲覧の申出があつた場合には、貸借対照表及び損益計算書について、次に掲げる正当な理由がある場合を除き閲覧させなければならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

6 前項の閲覧は、インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。

(仲卸業者の事業報告書等の提出)

第58条 仲卸業者は、事業年度ごとに、仲卸業者事業報告書(別記様式第29号)を作成し、当該事業年度の経過後90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 仲卸業者は、毎月の売上高について、仲卸業者月間売上高報告書(別記様式第30号)により、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(関連事業者の事業報告書等の提出)

第59条 関連事業者のうち市長が特に必要と認める者は、事業年度ごとに、関連事業者事業報告書(別記様式第31号)を作成し、当該事業年度の経過後90日以内にこれを市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 関連事業者のうち市長が特に必要と認める者は、毎月の売上高について、関連事業者月間売上高報告書(別記様式第32号)により、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

## 第5章 卸売等の業務に係る物品の品質管理等

(物品の品質管理の方法等)

第60条 卸売業者、仲卸業者その他の市場の業務に携わる者は、食品衛生法その他関係法令に即して市場の業務に係る物品の品質管理を行わなければならない。

2 市長は、卸売業者、仲卸業者その他の市場の業務に携わる者と連携し、物品の安全の確保及び衛生管理の向上に努めるものとする。

- 3 卸売業者、仲卸業者、関連事業者その他市場内で搬送車両を所有するものは、電気を動力とする搬送車両の利用に努めるものとする。

## 第6章 監督

(身分証明書)

第61条 条例第20条第2項に規定する証明書は、立入検査員証明書（別記様式第33号）とする。

## 第7章 山形市公設地方卸売市場取引委員会

(委員長及び副委員長の選任)

第62条 山形市公設地方卸売市場取引委員会（以下「取引委員会」という。）に委員長及び副委員長を置き、取引委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、取引委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第63条 取引委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 取引委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、取引委員会は、条例第23条第7項の専門部会（以下「部会」という。）における調査及び検討の結果をもって、取引委員会の議決とすることができる。
- 5 委員は、委員長に対し、会議の開催を求めることができる。この場合、その理由等を記した書面、これに係る資料等を委員長に提出しなければならない。
- 6 委員長は、前項の規定により会議の開催を求められた場合において、必要と認めるときは、会議を招集するものとする。

(部会)

第64条 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査及び検討の経過及び結果を取引委員会に報告しなければならない。

4 前条第1項から第3項までの規定は、部会について準用する。

(資料提出の要求等)

第65条 取引委員会は、必要と認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第66条 この章に定めるもののほか、取引委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が取引委員会に諮って定める。

## 第8章 雑則

(卸売の業務の代行)

第67条 市長は、卸売業者が市場施設の使用の許可の取消しその他の行政処分を受け、又はその他の理由により卸売の業務の全部若しくは一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について、他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がないとき、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。

3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について販売の委託の引受けをする卸売業者がない場合又は不明な場合について準用する。

(営業行為の制限)

第68条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれの市場施設の使用の許可に関する業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為をする場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場外への退去を命ずることができる。

(市場への出入り等に対する指示)

第69条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内での運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の指示に従わない者に対し、市場への出入り、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び市場内での運搬を禁止することができる。

(許可書等の返還)

第70条 卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者等は、市場施設の使用の許可が取り消されたときは、交付を受けた許可書等を遅滞なく市長に返還しなければならない。

(臨時の休業又は営業)

第71条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、やむを得ない理由により開場日に臨時に休業し、又は休日に臨時に営業しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、その期日及び理由を記載した臨時休業営業承認申請書(別記様式第34号)を市長に提出しなければならない。

(使用人の届出等)

第72条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、その業務に関して使用人に異動があったときは、その氏名、住所その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

(掲示事項)

第73条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市場内に掲示するものとする。

- (1) 第3条第2項の規定により休日に開場し、又は休日以外の日を開場しないとき。
- (2) 第4条ただし書の規定により開場の時間を臨時に変更したとき。
- (3) 卸売業者が休業し、又は廃業したとき。
- (4) 条例第6条第1項の規定により卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の市場施設の使用の許可をしたとき、又は条例第10条第1項から第3項までの規定により卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者の市場施設の使用の許可を取り消したとき、若しくはこれらの者に市場施設の使用の全部若しくは一部の停止若しくは業務の停止を命じたとき。
- (5) 売買参加者の承認をしたとき、又は売買参加者の承認を取り消したとき。
- (6) 第50条又は第51条第3項の規定により物品の売買を差し止め、又はその撤去を命じたとき。
- (7) 条例第22条第1項から第5項までの規定による処分をしたとき。
- (8) 第67条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により市長において自ら卸売の業務を行うとき。
- (9) 市場に関する法令又は条例若しくはこの規則の改正があったとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲示する必要があると認める事項があるとき。

(電磁的記録による書類の提出)

第74条 条例又はこの規則の規定により提出する書類のうち市長が認める書類は、市長が指示する方法により電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるもの



をいう。)をもって作成し、市長に提出することができる。

(委任)

第75条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の日の前日において山形県卸売市場条例(昭和46年山形県条例第50号)第12条第2項の規定による知事への届出がなされているせり人は、この規則による改正後の山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第17条第2項の規定により届け出たせり人とみなす。

4 この規則の施行の際現に山形市公設地方卸売市場業務条例(令和2年市条例第3号)による改正前の山形市公設地方卸売市場業務条例(平成22年市条例第22号)第20条第1項の承認を受けているものは、改正後の規則第9条第1項の承認を受けた売買参加者とみなす。

5 この規則の施行の際現に残存する改正前の規則の規定に基づいて作成された用紙等は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第27条、第28条、第32条関係)

種 別		金 額	
卸売業者市場使用料		卸売金額の1,000分の2に相当する額	
卸売業者売場使用料		1平方メートルにつき月額 70円	
仲卸業者市場使用料		第48条第2項ただし書の規定により買入れた物品の売上金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の1,000分の2に相当する額	
仲卸業者売場 使用料	仲卸売場	1平方メートルにつき月額 520円	
	定温仲卸売場	1平方メートルにつき月額 30円	
買荷保管積込 所使用料	青果仲卸買荷保管積込所	1平方メートルにつき月額 30円	
	上記以外のところ	1平方メートルにつき月額 60円	
倉庫使用料		1平方メートルにつき月額 294円	
冷蔵庫 使用料	F級冷蔵庫	冷蔵庫内	1平方メートルにつき月額 1,120円
		上記以外のところ	1平方メートルにつき月額 560円
	C級冷蔵庫	冷蔵庫内	1平方メートルにつき月額 1,000円

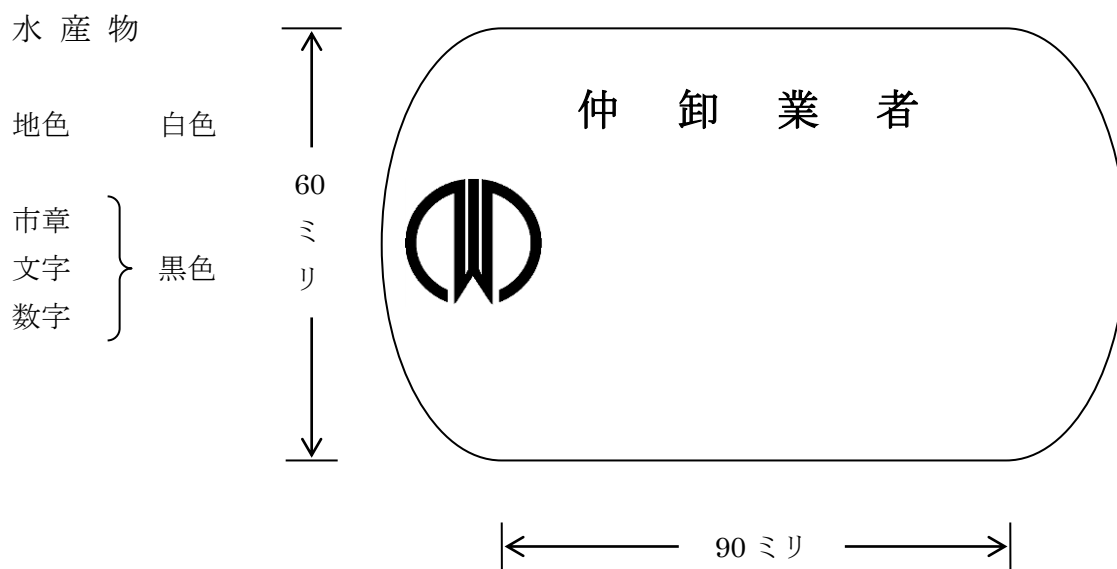
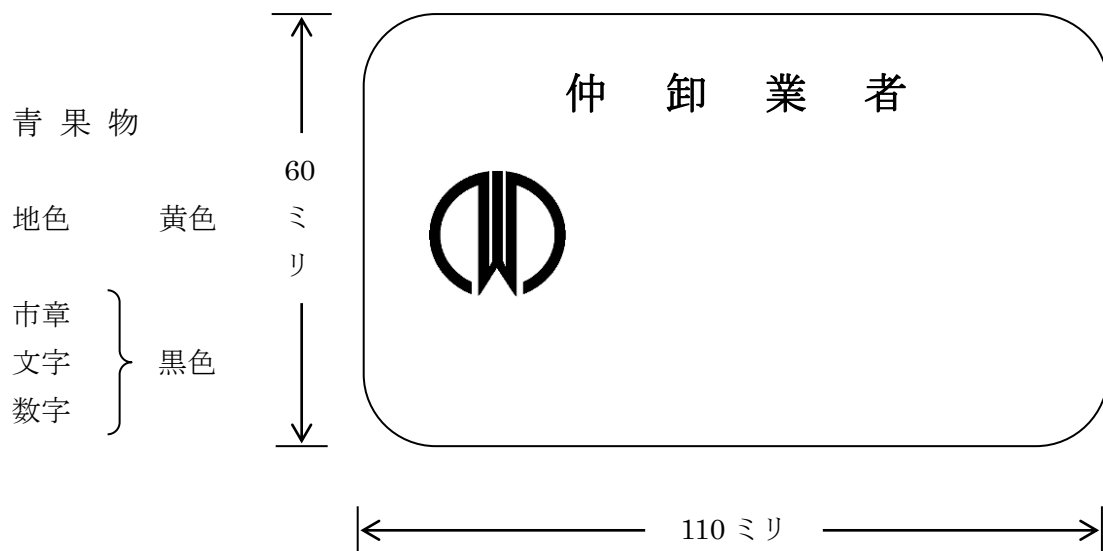
		上記以外のところ	1平方メートルにつき月額	500円	
業者事務所 使用料	卸売業者事務所		1平方メートルにつき月額	621円	
	上記以外の業者事務所		1平方メートルにつき月額	552円	
関連事 業者店 舗使用 料	金融施設		1平方メートルにつき月額	1,160円	
	福利厚生施設		1平方メートルにつき月額	456円	
	関連 事業 店舗	関連商品売場1、2、3 棟内		1平方メートルにつき月額	480円
		関連商品売場4棟内		1平方メートルにつき月額	552円
会議室使用料	大会議室		1回(3時間以内)につき	1,000円	
	小会議室		1回(3時間以内)につき	500円	
指定駐車料(売買参加者及び買出人以外の者)			自動車1台につき月額	1,000円	
土地使用料			1平方メートルにつき月額	30円	

備考 卸売業者市場使用料及び仲卸業者市場使用料以外の使用料の額は、上記の表に定める金額を基礎として算定した額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。

別記

様式第1号 (第7条関係)

# 仲 卸 業 者 章



## 仲卸業者章紛失等届兼再交付依頼書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
（代表者の氏名）

印

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第7条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。また、これに伴い、仲卸業者章を再交付して下さるようお願いいたします。

記

区 分	紛 失 ・ 損 傷
事 由 （年月日・場所等）	

## 仲卸補助者届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
（代表者の氏名）

印

仲卸補助者を定めたので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

仲卸補助者として定めた者			勤 続 年 数	備 考
ふりがな 氏 名	生 年 月 日	住 所		
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

（関係書類）

- (1) 住民票の写し（発行後3か月以内のもの）
- (2) 市区町村長が発行する身分証明書
- (3) 3か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦4cm×横3cmのもの）が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- (4) 誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第4号）

様式第4号（第8条、第21条、別記様式第14号、別記様式第19号から別記様式第21号まで関係）

## 誓 約 書 （市場施設使用許可関係）

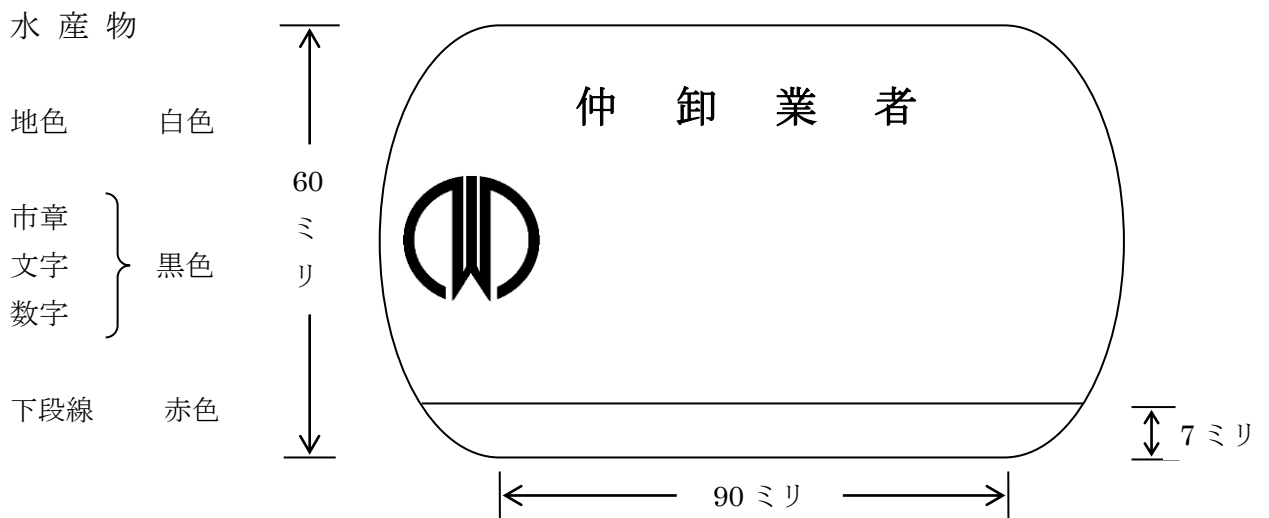
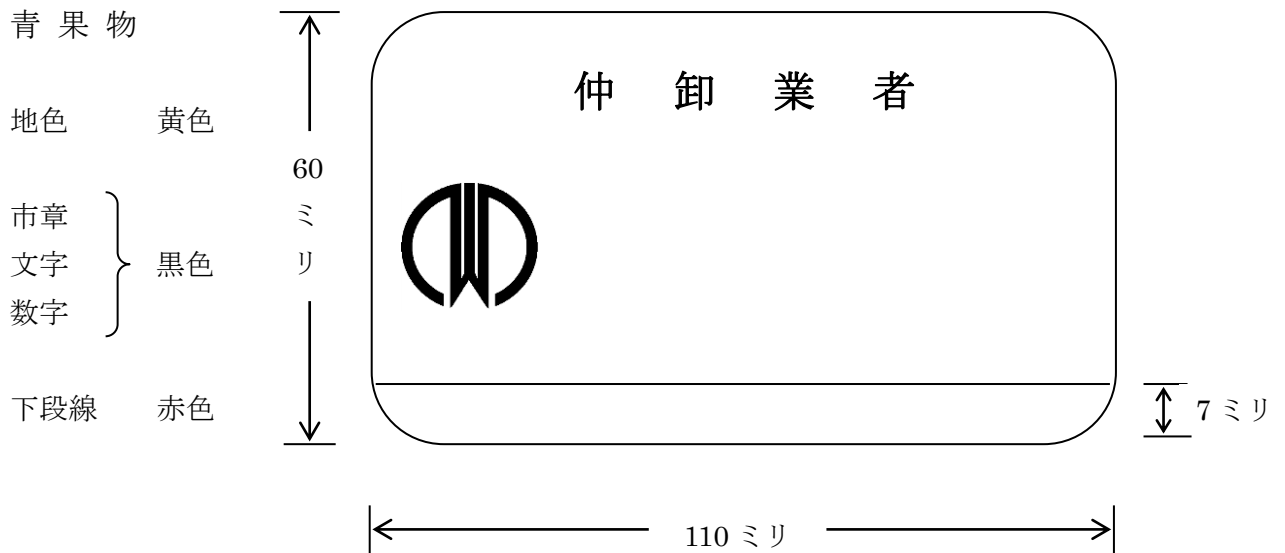
年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては代表者の氏名）

- 1 関係法令、山形市公設地方卸売市場業務条例及び山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引します。
- 2 卸売の業務を行おうとする際は山形市公設地方卸売市場業務条例第6条第3項第2号から第5号まで、仲卸しの業務を行おうとする際は同条第4項第2号から第5号まで、第1種関連事業を行おうとする際は同条第5項第1号から第3号まで、第2種関連事業を行おうとする際は同条第6項第1号に該当していないことを誓約します。
- 3 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。

# 仲卸補助者章



## 仲卸補助者章紛失等届兼再交付依頼書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
（代表者の氏名）

印

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第8条第6項において準用する同規則第7条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。また、これに伴い、仲卸補助者章を再交付して下さるようお願いいたします。

### 記

区 分	紛 失 ・ 損 傷
事 由 （年月日・場所等）	



## 売買参加者承認申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（法人にあっては代表者の氏名）

卸売への参加の承認を受けたいので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

卸売を受けようとする 取扱物品	青果物 ・ 水産物
--------------------	-----------

### （関係書類）

申請者が個人である場合

- (1) 住民票の写し（発行後3か月以内のもの）
- (2) 市区町村長が発行する身分証明書
- (3) 前年度分の住民税納税証明書
- (4) 取引額及び買受代金支払証明書
- (5) 3か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦4cm×横3cmのもの）が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- (6) 誓約書（売買参加者関係）（別記様式第8号）
- (7) 水産物の卸売に参加するものについては、食品衛生法に基づく営業許可に係る許可証の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

申請者が法人である場合

- (1) 定款又は規約の写し
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- (3) 常時卸売に参加する者の市区町村長が発行する身分証明書
- (4) 前年度分の法人住民税納税証明書
- (5) 取引額及び買受代金支払証明書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書
- (7) 3か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦4cm×横3cmのもの）が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- (8) 常時卸売に参加する者の誓約書（売買参加者関係）（別記様式第8号）
- (9) 水産物の卸売に参加する者については、食品衛生法に基づく営業許可に係る許可証の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

## 誓 約 書 (売買参加者関係)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住 所

商号又は名称

氏 名

⑩

(法人にあつては代表者の氏名)

- 1 関係法令、山形市公設地方卸売市場業務条例及び山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引します。
- 2 山形市公設地方卸売市場業務条例第6条第3項第5号イ、オ及びカ又は山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第9条第3項第1号から第4号までに掲げる事項に該当していないことを誓約します。
- 3 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。



山形市指令 第 号

売 買 参 加 者 承 認 証

住 所

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

承 認 番 号 第 号

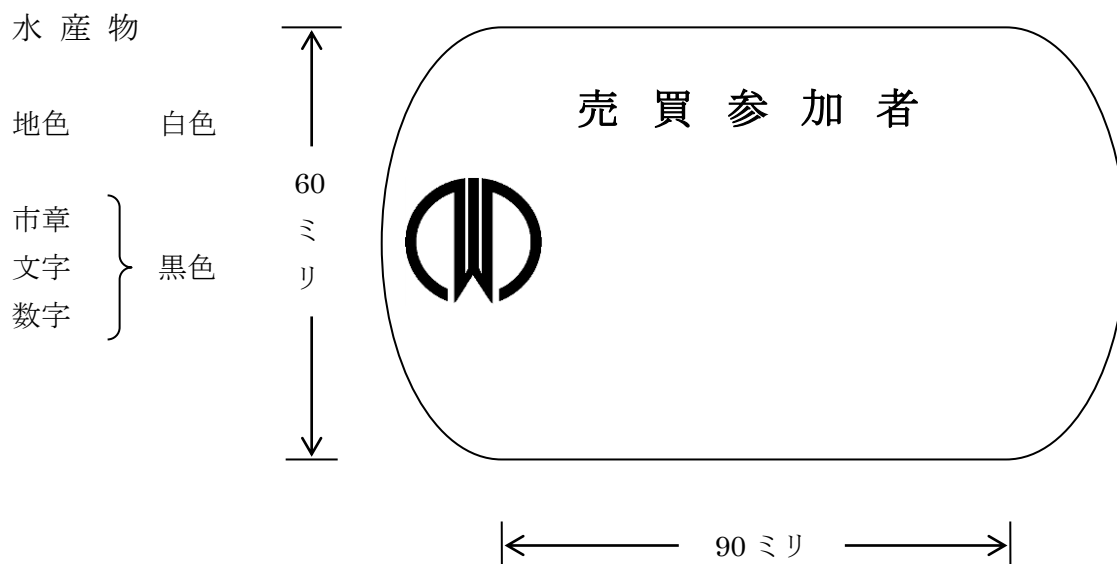
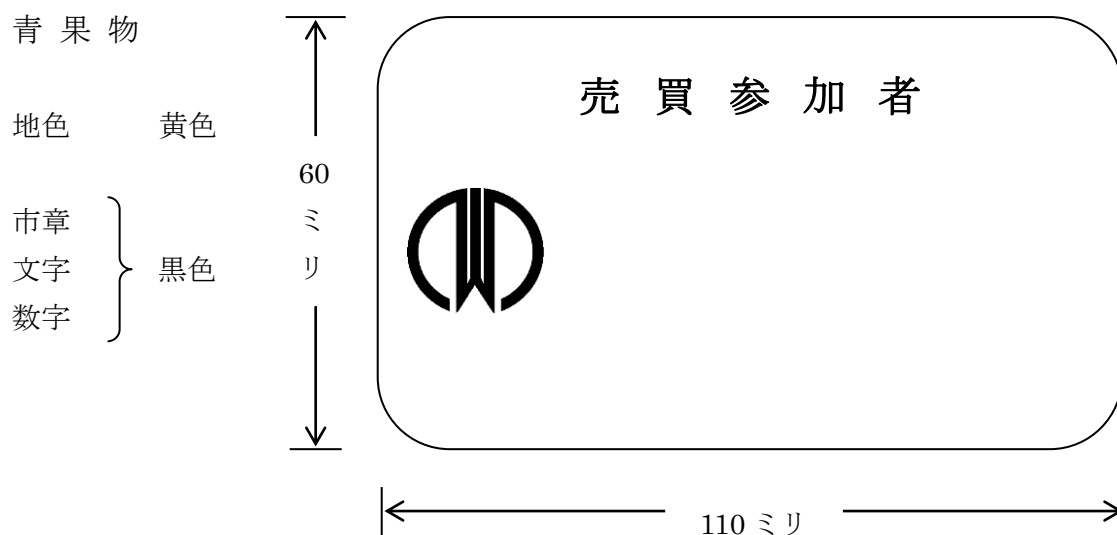
山形市公設地方卸売市場 の売買参加者として承認します。

年 月 日

山形市長



# 売 買 参 加 者 章



## 売買参加者章等紛失等届兼再交付依頼書

年 月 日

(宛先) 山形市長

青果物・水産物 売買参加者 承認番号 第 号  
住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
(法人にあつては代表者の氏名)

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 1 0 条第 3 項において準用する同規則第 7 条第 3 項の規定により、下記のとおり届け出ます。また、これに伴い、売買参加者承認証等を再交付して下さるようお願いします。

### 記

対 象 物	1 売買参加者承認証 ・ 2 売買参加者章
区 分	紛 失 ・ 損 傷
事 由 (年月日・場所等)	

様式第12号（第13条関係）

## 売買参加者名称変更等届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ㊟  
（法人にあつては代表者の氏名）

売買参加者について変更等があつたので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第13条第3項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

届出事項		
変更前	住 所	
	名称又は商号	
	氏 名	
	承認番号	青果物 ・ 水産物 第 号
変更後	住 所	
	名称又は商号	
	氏 名	
	承認番号	青果物 ・ 水産物 第 号
変更年月日		
変更の理由		
備 考		



## 市場施設使用許可申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては代表者の氏名）

市場施設の使用の許可を受けたいので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第21条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

使 用 目 的	
使用施設の種類	
使用場所及び面積	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
そ の 他	

※ 引き続き使用の許可を受けようとする場合は、関係書類の提出は不要です。



(関係書類)

申請者が個人である場合

- (1) 住民票の写し（発行後 3 か月以内のもの）
- (2) 市区町村長が発行する身分証明書
- (3) 印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- (4) 事業開始の日以降 2 年間における事業計画書
- (5) 直近 2 年間の営業実績（使用の許可に係る業務に係るものに限る。）がわかる書類
- (6) 資産調書（別記様式第 1 5 号）
- (7) 前年度分の住民税納税証明書
- (8) 3 か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦 4 cm×横 3 cm のもの）が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- (9) 誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第 4 号）
- (10) 使用場所及び使用面積がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

申請者が法人である場合

- (1) 定款又は規約の写し
- (2) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- (3) 法人の代表者の市区町村長が発行する身分証明書
- (4) 法人の代表者の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内のもの）
- (5) 事業開始の日以降 2 年間における事業計画書
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（使用の許可に係る業務に係るものに限る。）
- (7) 前年度分の法人住民税納税証明書
- (8) 3 か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦 4 cm×横 3 cm のもの）が貼付された法人の代表者及び当該法人のために常時売買に参加する者の履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- (9) 誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第 4 号）
- (10) 使用場所及び使用面積がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

様式第15号（第21条、別記様式第14号関係）

## 資 産 調 書

年 月 日現在

氏 名

印

資 産		負 債	
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
土 地		借 入 金	
建 物		買 掛 金	
造作・じゅう器			
銀 行 預 金			
有 価 証 券			
売 掛 金			
合 計		合 計	

様式第16号（第21条関係）

山形市指令 第 号  
年 月 日

様

山形市長



## 市場施設使用許可書

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第21条第3項の規定により、施設の使用を下記のとおり許可します。

記

使用目的	
使用施設の種類	
使用場所及び面積	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

## 市場施設の原状変更承認申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては代表者の氏名）

市場施設の原状を変更したいので、山形市公設地方卸売市場業務条例第23条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

原状変更の理由	
原状変更の内容 （種類・面積・内容）	
工事期間	
使用開始予定年月日	

（関係書類）

- (1) 設計図
- (2) 仕様書
- (3) 費用見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

（注） この申請書は2部提出すること。

条 件	山形市指令 第 号 年 月 日  上記申請について承認します。  山形市長 印
-----	--

## 使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては代表者の氏名）

使用料の減免を受けたいので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第31条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用料の種類	
納付すべき使用料の金額	
減免の期間	年 月 日から 年 月 日まで
減免の金額	
減免の理由	
備 考	

## 卸売業者名称変更等届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

名称の変更等があったので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第33条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

### 記

届出事項	
変更内容	（変更前）
	（変更後）
変更年月日	
変更理由	
備考	

### （関係書類）

- 定款又は規約の写し
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- 法人の役員に係る市区町村長が発行する身分証明書
- 役員の戸籍抄本
- 3か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦4cm×横3cmのもの）が貼付された役員の履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- 誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

※ 届出の内容によって添付する書類が変わる場合があります。

## 仲卸業者名称変更等届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

名称の変更等があったので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第33条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

### 記

届出事項	
変更内容	（変更前）
	（変更後）
変更年月日	
変更理由	
備考	

### （関係書類）

- 定款又は規約の写し
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- 法人の役員に係る市区町村長が発行する身分証明書
- 役員の戸籍抄本
- 3か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦4cm×横3cmのもの）が貼付された役員の履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- 誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第4号）
- その他市長が必要と認める書類

※ 届出の内容によって添付する書類が変わる場合があります。

## 関連事業者名称変更等届出書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

名称の変更等があったので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 3 3 条第 1 項第 3 号の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

### 記

届出事項	
変更内容	（変更前）
	（変更後）
変更年月日	
変更理由	
備考	

### （関係書類）

申請者が個人である場合

- （1）住民票の写し（発行後 3 か月以内のもの）
- （2）市区町村長が発行する身分証明書
- （3）3 か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦 4 cm×横 3 cm のもの）が貼付された履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- （4）誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第 4 号）
- （5）その他市長が必要と認める書類

※ 届出の内容によって添付する書類が変わる場合があります。

申請者が法人である場合

- （1）定款又は規約の写し
- （2）登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る。）
- （3）法人の役員に係る市区町村長が発行する身分証明書
- （4）役員 の 戸籍抄本
- （5）3 か月以内に撮影した写真（脱帽して正面から上半身を撮影した縦 4 cm×横 3 cm のもの）が貼付された役員 の 履歴書（市長が指定する内容が記載されているものに限る。）
- （6）誓約書（市場施設使用許可関係）（別記様式第 4 号）
- （7）その他市長が必要と認める書類

※ 届出の内容によって添付する書類が変わる場合があります。



## 仲卸業者及び売買参加者以外の者に 対する卸売報告書( 月分)

年 月 日

(宛先) 山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
(代表者の氏名)

仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしたので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第 4 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

条例施行規則該当条項	卸売金額	卸売の相手方
第 4 4 条第 1 項第 1 号	円	
第 4 4 条第 1 項第 2 号	円	
第 4 4 条第 1 項第 3 号	円	
第 4 4 条第 1 項第 4 号	円	
第 4 4 条第 1 項第 5 号	円	
合 計	円	

(注) (1) 毎月 1 0 日までに前月分を報告すること。

(2) 卸売金額は、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

## 仲卸業者の買入れ物品販売報告書（ 月分）

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

卸売業者以外の者から買い入れて販売したので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第48条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

販売価格	円
------	---

- （注）（1）毎月10日までに前月分を報告すること。  
（2）販売価格は、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

# 主要品目卸売予定数量等報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第52条第1項の規定により、主要品目について、下記のとおり報告します。

記

品目	主要 産地	(A) 当日入 荷品 卸売予 定数量	(B) 貯蔵品 卸売 予定数 量	(A) + (B) 合計	品目	主要 産地	(A) 当日入 荷品卸 売予定 数量	(B) 貯蔵品 卸売予 定数量	(A) + (B) 合計
					総卸売見込数量				

（注）数量の単位は、青果物はトン、水産物はkgとすること。

# 主要品目販売価格報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第52条第2項の規定により、主要品目について、下記のとおり報告します

記

品 名	産 地	規 格	数 量	単 位	販 売 価 格（円）		
					高 値	中 値	安 値

- （注）（1）数量の単位は、青果物はトン、水産物はkgとすること。  
（2）販売価格は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

様式第26号（第52条関係）

# 売上高日計表（ 月 日分）

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第52条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

数量 kg ・ 金額 円

種 類	受 託 品		買 付 品		合 計		
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	単 価	金 額

（注）単価及び金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

様式第27号（第55条関係）

## 売買仕切送付特約書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名  
(代表者の氏名)

印

特約の相手方の 氏名又は名称	
特約の相手方の 住 所	
特 約 の 内 容	
支 払 方 法	

様式第28号（第57条関係）

# 卸売業者事業報告書（

年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日提出

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第57条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

記

## 第1 業務の状況

### 1 事業の概要

（記載上の注意）卸売業務に係る売上高（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下売上げに関する項目について同じ。）及び経営収支の概要を記載すること。

### 2 総会及び取締役会等の決議事項

開催年月日	決 議 事 項

※ 議事録の写しを添付すること。

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織図（別紙）

(2) 役員、株主又は出資者の持株数又は出資口数

役職名	氏名	生年月日	住所	持株数又は出資口数

(3) 従業員の状況

氏名	生年月日	採用年月日	職務内容	住所	平均給与月額

4 卸売業務の状況

卸売業務に係る取扱高及び売上損益

総取扱高		総売上利益	
------	--	-------	--

第2 経理の状況

1 貸借対照表

2 損益計算書

3 株主資本等変動計算書

4 個別注記表

5 貸借対照表及び損益計算書の内訳



様式第29号（第58条関係）

# 仲卸業者事業報告書（

年 月 日から  
年 月 日まで

年 月 日提出

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第58条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

記

## 第1 業務の状況

### 1 事業の概要

（記載上の注意）仲卸業務に係る売上高（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下売上げに関する項目について同じ。）及び経営収支の概要を記載すること。

### 2 総会及び取締役会等の決議事項

開催年月日	決 議 事 項

※ 議事録の写しを添付すること。

3 内部組織に関する事項

(1) 事業運営組織図（別紙）

(2) 役員、株主又は出資者の持株数又は出資口数

役職名	氏名	生年月日	住所	持株数又は出資口数

(3) 従業員の状況

氏名	生年月日	採用年月日	職務内容	住所	平均給与月額

4 仲卸業務の状況

(1) 仲卸業務に係る取扱高及び売上損益

総取扱高	総売上利益

(2) 直接集荷品の販売

県内	
県外	
合計	

(3) 販売先別取扱高

販売ルート	場内	売買参加者	
		買出人	
		仲卸	
		小計	
	場外	県内	
		県外	
		小計	
		計	

## 第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個別注記表
- 5 貸借対照表及び損益計算書の内訳

## 仲卸業者月間売上高報告書（ 月分）

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第58条第3項の規定により、売上高について下記のとおり報告します。

### 記

場内売上高	円
場外売上高	円
売上高合計	円

- （注）(1) 毎月10日までに前月分を報告すること。  
(2) 売上金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

関連事業者事業報告書（ 年 月 日から  
年 月 日まで）

年 月 日提出

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第59条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

記

第1 業務の状況

1 総会及び取締役会等の決議事項

開催年月日	決 議 事 項

※ 議事録の写しを添付すること。

2 内部組織に関する事項

- （1）営業運営組織図（別紙）
- （2）役員、株主又は出資者の持株数又は出資口数

役 職 名	氏 名	生年月日	住 所	持株数又は 出資口数

(3) 従業員の状況

氏名	生年月日	採用年月日	職務内容	住所	平均給与月額

第2 経理の状況

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 株主資本等変動計算書
- 4 個別注記表
- 5 貸借対照表及び損益計算書の内訳

## 関連事業者月間売上高報告書（ 月分）

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第59条第3項の規定により、売上高について下記のとおり報告します。

記

売 上 高 合 計	円
-----------	---

- （注）(1) 毎月10日までに前月分を報告すること。  
(2) 売上金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

様式第33号（第61条関係）

（表面）

第 号	立 入 検 査 員 証 明 書
写 真	職 名
	氏 名
	生 年 月 日                      年      月      日
上記の者は、山形市公設地方卸売市場業務条例第20条第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明する。	
年      月      日	
山形市長	印

（裏面）

<p>1 この証明書は、山形市公設地方卸売市場業務条例第20条第1項の規定により立入検査をする職員に交付するものである。</p> <p>2 立入検査をするときは、この証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 この証は、他人に貸与してはならない。</p>
---



様式第34号（第71条関係）

# 臨時休業承認申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所  
商号又は名称  
氏 名 ⑩  
（法人にあつては代表者の氏名）

山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第71条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

期 日 又 は 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）
休業又は営業の理由	

（注） この申請書は2部提出すること。

山形市指令 第 号 年 月 日
上記申請について承認します。
山形市長 印

## 誓約書 （せり人関係）

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

商号又は名称

氏 名

⑨

（法人にあつては代表者の氏名）

- 1 関係法令、山形市公設地方卸売市場業務条例及び山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従い、誠実かつ公正に取引します。
- 2 上記の法令等又は指示に違反したときは、相当の処分を受けても異議を申し立てません。
- 3 下記の者に該当していないことを誓約します。
  - (1) 破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ないもの
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
  - (4) 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人である者
  - (5) せりを遂行する上で必要な経験（1年以上）を有していない者